

インテグリティ相談窓口について

～相談窓口の紹介と相談案件の調査手順～

相談受付・取扱い範囲の確認から、担当弁護士によるヒアリング、調査の要否判断、処分審査パネルおよび理事会での審議までのプロセスを解説いたします。

インテグリティ相談窓口の概要と設置目的

2018年4月に設置

ラグビー界における暴力行為やハラスメント等の不祥事・コンプライアンス違反に対応するため設置されました。

外部弁護士が直接対応

公平性・客観性を確保するため、相談受領からヒアリングまで、専門性を有する外部の弁護士が担当します。

自己浄化・修復のフォロー

調査に至らない案件でも、問題点を整理し、自己浄化・修復に向けたフォローを試みます。

徹底された守秘義務と保護

担当弁護士は法律・規則に基づき厳重な守秘義務を負っており、ご相談内容および個人のプライバシーは厳密に保護されます。

安心してラグビーができる環境へ

選手・指導者・保護者・関係者の皆様が、安全・安心な環境でラグビーに専念できることを目指します。

 一人で抱え込まずにご相談ください。違和感や不安を感じた段階で、本窓口へお気軽にご連絡ください。

☞ 取扱い範囲と対象となる主な相談行為

本窓口は、JRFUの「倫理及び処分規程」に定める対象者による違反疑惑行為について相談を受け付けます。



暴力・暴言等

チームでの活動に関連する暴力、暴言、差別的言動、脅迫、強要



パワハラ・セクハラ

パワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント等（スポーツにおける優越的な地位の濫用）



不合理な指導等

不合理な指導（指導に必要な範囲を超えたしごきや罰としての特訓等を含む。）、無視



その他

マッチフィクシング、不正な利益供与等

🛡️ 守秘義務と秘密遵守：担当弁護士は法律および規則に基づき厳重な守秘義務を負っており、ご相談内容の秘密は厳密に守られます。

調査フロー全体像（3つのステップ）

事実関係の確認および客観的な判断を担保するため、外部弁護士が中心となり厳正に対応します。

01 相談の受付

専用メールより相談を受信。その内容に基づき迅速に初期手続を開始します。

02 相談内容の確認

担当弁護士が「倫理及び処分規程」等の取扱い範囲内であるか確認を行います。

03 相談者ヒアリング

取扱い範囲内の場合、相談者にヒアリングを実施し、以下の分岐へ進みます。

STEP 03-1: 事実調査に進む場合

関係者ヒアリング → 処分審査パネル判定 → 理事会審議等

規程に基づき、処分に向けた調査を実施し、調査の結果によっては協会内の処分を実施することがあります。

STEP 03-2: 事実調査に進まない場合

情報共有、問題点の整理

処分に向けた調査の実施に関わらず、守秘義務に反しない範囲で問題点を関係者と共有いたします。

① 相談の受付 & ② 相談内容の確認

01 相談の受付

専用メールから相談を受領。その内容に基づき、迅速に初期手続に入ります。

Web: https://www.rugby-japan.jp/support_center/



02 相談内容の確認

担当弁護士において、相談内容が本窓口の取扱い範囲（「倫理及び処分規程」等）であるか確認をいたします。

取扱い範囲の判断による対応

取扱い範囲外の場合：

本窓口の取扱い範囲でないことが明らかな場合、弁護士より電話又はメールにてその旨をお知らせいたします。

取扱い範囲の可能性がある場合：

追加の事実確認並びに、相談者及び被害者の希望の確認等のため、弁護士よりご連絡いたします。

 **原則実名制（匿名不可）**：ヒアリング等を実施するため原則実名制となります。匿名相談は調査等の実施が困難となります。

③-1 事実調査に進む場合の手順

規程適用範囲であり、正式な調査要請や必要性があると認められた場合、以下の3段階で厳正に手続が進みます。

STEP 1

事実調査パネルによる調査

調査を担当する弁護士が、客観的・中立的な立場から幅広く事実聞き取りを実施し、処分が必要か検討します。

STEP 2

処分審査パネルによる答申

ヒアリング結果・証拠資料を精査し、実際に処分の要否および適切な処分内容を決定します。

STEP 3

理事会審議・報告（手続完了）

処分の重さに応じて、理事会での最終的な審議、または結果の報告が行われます。



重要ポイント：ヒアリング対象には「相談対象者」「被害者」「目撃者」「関係者」が含まれ、多角的に検証することで公平性を保ちます。

③-2 事実調査に進まない場合の対応

処分調査へ移行しない場合であっても、再発防止や環境改善に向けた適切な措置を行います。

調査に進まない主なケース

 **相談者・被害者の意向:** 処分調査ではなく「注意喚起」等のみを希望している場合。

 **規程の対象外:** 規程の対象に含まれないと判断された場合
(例：未登録の指導者等)。

 **匿名等による確認限界:** 実名での情報が得られず、具体的な事実確認が困難な場合。

実際の対応手順・措置

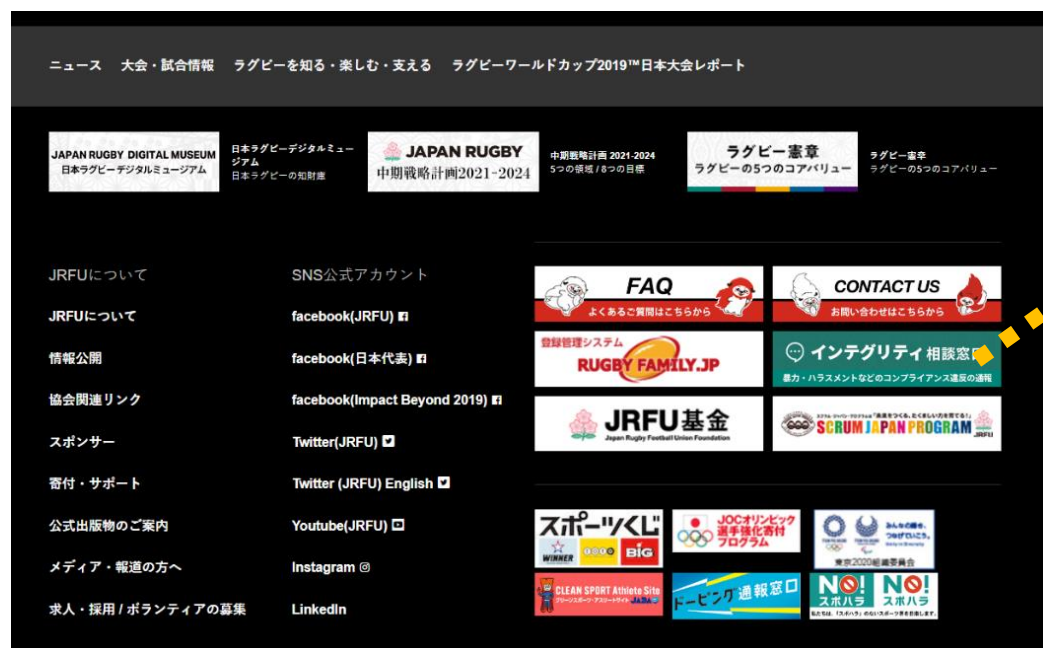
情報共有、問題点の整理

処分に向けた調査の実施に関わらず、守秘義務に反しない範囲で問題点を関係者と共有いたします。可能な場合には、関係者から具体的な働きかけを行うことがあります。

 処分が行われない場合でも放置せず、適切な組織指導と環境改善を図る仕組みを設けています。

📍 公式Webサイト（HP）でのバナー設置場所・アクセス案内

日本協会ホームページ（トップページ下部）



https://www.rugby-japan.jp/support_center/

🌱 適切活用をお願い：本窓口はラグビー界の安全を守るための自己修復システムです。一人で抱え込まずお気軽にご相談ください。